

9 勤労者生活・福祉

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits

	日本		アメリカ	イギリス	
種別	児童手当	扶養控除 (所得税、住民税)	児童税額控除	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法（1971 年）	所得税法（1965 年）、地方税法（1950 年）	1997 年納税者救済法	1975 年児童給付法	2002 年税額控除法
管理運営	市区町村（公務員は所属庁等で実施）	国税庁、都道府県、市区町村	内国歳入庁	歳入関税庁	歳入関税庁
財源	国、地方（都道府県、市町村）、事業主拠出金で構成（国 54.8%、地方 27.4%、事業主 8.2%、公務員分 9.6%、2022 年度予算ベース）			一般財源	一般財源
受給（適用）要件	支給対象：中学校修了までの国内に住所を有する児童 受給資格者：監護生計要件を満たす父母等	控除対象：扶養親族のうち、その年 12 月 31 日現在の年齢が 16 歳以上の者	17 歳未満の子がいる者。（2021 年はアメリカ救済計画法により、18 歳未満に拡大）	16 歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は 20 歳未満）の子を扶養している者。 収入が年間で 5 万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は、減額措置あり	就労税額控除の適用を受けており、16 歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は 20 歳未満）の子を扶養している者 収入等に応じた減額措置あり
給付（控除）内容	①所得制限額未満の世帯：3 歳未満は月額 1 万 5000 円、3 歳以上小学校修了まで第 1 子・第 2 子は月額 1 万円、第 3 子以降は月額 1 万 5000 円、中学生は月額 1 万円 ②所得上限度未満の者：当分の間の特例給付月額 5000 円（注 1）		（子 1 人当たり）2000 ドル／年（2021 年はアメリカ救済計画法により、子 1 人当たり 3000 ドル／年、6 歳未満の場合は 1 人当たり 3600 ドル／年へと拡大）	第 1 子：21.80 ポンド／週 第 2 子以降：1 人当たり 14.45 ポンド／週（2022 年度）	家族控除（注 2）：545 ポンド／年 児童加算：（1 人当たり）2935 ポンド／年（2022 年度） 障害を持つ児童の場合はさらに加算あり

注 1）所得制限額は年収 960 万円未満（夫婦・児童 2 人世帯の場合）を基準に設定、2012 年 6 月分から適用。また、保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能（いずれも市町村が実施するかを判断）。

2）家族控除の適用は、2017 年 4 月 6 日の制度改革正以前に出生した児童を含む場合のみ。また、制度改革正以降に出生した児童がいる場合、支給対象は 2 名分まで。

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス（注 4）	
	児童手当 （Kindergeld）	児童加算 （Kinderzuschlag）	児童控除 （Kinderfreibetrag）	家族手当 （Allocations familiales）	乳幼児迎入れ 手当（Paje）の基 礎手当
根拠法	1996 年 租 税 法 62 条 及 び 児 童 手 当 法	児童手当法	1996 年 租 税 法	社 会 保 障 法 典 L521-1 ～ L521-3 条	社 会 保 障 法 典 L531-1 条
管理 運営	家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に 付設）、監督指揮権は、連邦家庭省 にある		税務署	全国家族手当金 庫（CNAF）	同左
財源	一般財源 （連邦：100%）	同左		企業の拠出金：43.8%、一般福祉税 など租税：22.1%、諸手当に対する国 及び県の負担金：21.9%（CNAF の主 な財源、2012 年）	
受給 （適用） 要件	18 歳未満（教育 期間中の子につい ては 25 歳未満、 失業中の子につい ては 21 歳未満、 25 歳到達前に障 害を負ったことによ り就労困難になっ た子については無 期限）の子を扶養 している者	同左。低所得の 親に対して児童手 当に 加 算 し て 支 給。当該の子ども が児童手当の支 給対象で、両親 の所得が 900 ユー ロ（ひとり親は 600 ユーロ）以上で、 当該給付により失 業給付 II や社会 扶助の受給が不 要になる場合	子どもを養育する 場合、一定額が 控除対象となる （注 3） 「児童扶養控除」と「養育教育控 除」がある	20 歳未満の子を 2 人以上扶養して いる者（所得制限 なし）	出産した子について 3 歳まで、養子縁 組の決定の日から 3 年間、子の 20 歳の誕生日まで。 所得に応じて制限 がある
給付 （控除） 内容	第 1 子・第 2 子 は 月 219 ユーロ、 第 3 子は 月 225 ユーロ、第 4 子 以降は 1 人につき 250 ユーロ （2022 年）	児 童 1 人 に つ き 209 ユーロが上限 （2022 年）	児童 1 人につき「児 童扶養控除（夫 婦 の 場 合 5620 ユーロ）」と「養育 教育控除（夫婦 の 場 合 2928 ユー ロ）」が対象。 したがって、夫婦 合計で年額 8548 ユーロ（2022 年）	子の年齢や数に応 じて決まる 20 歳未満の子が 2 人おり、年収が 7 万 74 ユーロ以下 で、2 人とも 14 歳 未満である場合、 月額 139.83 ユーロ （2022 年 12 月 現 在）	子が 1 人で、片 方しか収入がない 夫婦・カップル で、年収が 2 万 7219 ユーロ以下の 場合、あるいは 2 人とも収入があり、 年収が 3 万 5971 ユーロ以下の場合、 月 額 182 ユーロ （2022 年 12 月 現 在）

出典：厚生労働省「海外情勢報告 2021」、日本：厚生労働省、内閣府、財務省ウェブサイト、イギリス：Gov.uk ウェブサイト等、
ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省（BMFSFJ）ウェブサイト、フランス：家族手当金庫（CAF）、政府公共サービスウェブサイト。

注 3）児童手当は毎月支給されるが、暦年終了後、所得税の査定に当たり、所得控除の方が児童手当よりも有利である場合には、所得控除が適用されるとともに、児童手当が精算される。このほか養育関連費用については、2012 年以降、親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される。

4）上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。